

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2012-3160(P2012-3160A)

【公開日】平成24年1月5日(2012.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2012-001

【出願番号】特願2010-139961(P2010-139961)

【国際特許分類】

G 03 G 21/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 4

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子写真画像形成装置に着脱可能なプロセスカートリッジにおいて、
静電潜像を形成する電子写真感光体と、
前記電子写真感光体を支持するクリーニング枠体と、
前記静電潜像を現像剤を用いて現像する現像剤担持体と、
前記現像剤担持体を支持する現像枠体と、
前記現像剤担持体と前記現像枠体の間から現像剤が漏れるのを防止するために、前記現像枠体に設けられた座面に一端側を固定され、他端側が前記現像剤担持体と接触する可撓性シート部材と、

前記電子写真感光体を保護するために前記クリーニング枠体に取り付けられ、前記プロセスカートリッジが前記電子写真画像形成装置に装着される際は取り外される保護部材であって、前記座面の変形を抑えるために前記座面の裏側に当接する押え部を有する保護部材と、

有することを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項2】

前記現像枠体は、前記クリーニング枠体に回転可能に設けられ、前記現像剤担持体を前記電子写真感光体と接触する接触位置と、前記現像剤担持体を前記電子写真感光体から離間する離間位置とをとり、前記保護部材が前記クリーニング枠体に取り付けられた際に、前記現像剤担持体を前記離間位置に位置させる位置決め部を有することを特徴とする請求項1に記載のプロセスカートリッジ。

【請求項3】

前記押え部は、弾性を有することを特徴とする請求項1又請求項2のプロセスカートリッジ。

【請求項4】

前記現像枠体は、前記座面の裏側に前記現像剤担持体の軸線方向に並んだ複数の補強リブを有し、前記押え部は前記複数の補強リブに当接することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載のプロセスカートリッジ。

【請求項5】

電子写真画像形成装置に対して着脱可能なプロセスカートリッジにおいて、

静電潜像を形成する電子写真感光体と、
前記電子写真感光体を支持するクリーニング枠体と、
前記電子写真感光体から現像剤を除去するクリーニング部材と、
前記クリーニング部材で除去された現像剤を前記クリーニング枠体の内部へガイドする可撓性シート部材であって、前記クリーニング枠体に設けられた座面に一端側を固定され、他端側が前記電子写真感光体と接触する可撓性シート部材と、
前記電子写真感光体を保護するために前記クリーニング枠体に取り付けられ、前記プロセスカートリッジが前記電子写真画像形成装置に装着される際は取り外される保護部材であって、前記座面の変形を抑えるために前記座面の裏側に当接する押え部を有する保護部材と、
を有することを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項 6】

前記押え部は、弹性を有することを特徴とする請求項 5 に記載のプロセスカートリッジ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

上記目的を達成するための本発明の代表的な構成は、電子写真画像形成装置に着脱可能なプロセスカートリッジにおいて、

静電潜像を形成する電子写真感光体と、
前記電子写真感光体を支持するクリーニング枠体と、
前記静電潜像を現像剤を用いて現像する現像剤担持体と、
前記現像剤担持体を支持する現像枠体と、
前記現像剤担持体と前記現像枠体の間から現像剤が漏れるのを防止するために、前記現像枠体に設けられた座面に一端側を固定され、他端側が前記現像剤担持体と接触する可撓性シート部材と、
前記電子写真感光体を保護するために前記クリーニング枠体に取り付けられ、前記プロセスカートリッジが前記電子写真画像形成装置に装着される際は取り外される保護部材であって、前記座面の変形を抑えるために前記座面の裏側に当接する押え部を有する保護部材と、
有することを特徴とする。